

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 291単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×20/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1月につき +280単位	1月につき +320単位	1月につき +420単位 (3月に1回を限度)	1回につき -20単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											

ロ 社会参加支援加算	(1日につき 17単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算	(1回につき +6単位)

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費() ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (485単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)				
(2) 居宅療養管理指導費() (在宅時監学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (295単位)	+100単位				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (285単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (261単位)					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (509単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (485単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (444単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (560単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (415単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)				
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)	+100単位				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (377単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (345単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (539単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (485単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (444単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (366単位)	+100単位				
						(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (324単位)
						(3) (1)及び(2)以外の場合 (296単位)

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。